

昭和四十二年法律第八十一号

住民基本台帳法

目次

第二章 住民基本台帳（第五条—第十五条の四）

第三章 戸籍の附票（第十六条—第二十一条の三）

第四章 届出（第二十二条の四—第三十条）

第一節 住民票コード（第三十条の二—第三十条の五）

第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六—第三十条の八）

第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九—第三十条の二十三）

第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二等）（第三十条の四十一—第三十条の四十四の十三）

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用（第十四条—第三十条の四十）

第四章の四 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五—第三十条の五十一）

第五章 雑則（第三十一条—第四十一条の二）

第六章 罰則（第四十二条—第五十三条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（国及び都道府県の責務）

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民」としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て

の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明瞭でない者については、その旨

六 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

七 新たに市町村の区域内に住所を定めた者には、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同様）である者については、その資格に関する事項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるものをいう。第三十条において同じ。）

十一 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者）

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号及び第三十二条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めて総務省令で定めるものをいう。以下同様。）

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記

る介護保険の被保険者（同条第一号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十一条の三及び第三十二条第三項において同一の被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条その他の政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十三 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者）

十四 住民票コード（番号、記号その他の符号及び第三十二条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同様。）

十五 住民票の記載等のための市町村長間の通知

載をしたときは、遅延なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。市町村長は、その市町村の住民以外の者につ

2 市町村の市町村長は通知しなければならない
市町村長は、その市町村の住民以外の者につ

第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。
(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)
第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。(以下この項において同じ。))に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村につきましては、当該住民基本台帳に記録されていいる事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方政府の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧する
ことが必要である旨の申出があり、かつ、当該
申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者
(以下この条及び第五十条において「申出者」
という。)が個人の場合にあつては当該申出者
又はその指定する者に、当該申出者が法人(法
人でない団体で代表者又は管理人の定めのある
ものを含む。以下この条及び第十二条の第三四
項において同じ。)の場合にあつては当該法人
の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出
をする場合にあつては、当該他の法人の役職員
又は構成員を含む。)で当該法人が指定するも
のに、その活動に必要な限度において、住民基
本台帳の一部の写しを閲覧させることができ
る。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他調
査研究のうち、総務大臣が定める基準に照ら
して公益性が高いと認められるものの実施

出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。「この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

10
することを命ずることができる。
市町村長は、前二項の規定にかかるらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

第十条 市町村の選舉管理委員会は、公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選舉人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選舉人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものと除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一
部の写しの閲覧）

四 閲覧事項の管理の方法
五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲
六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い
七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

八 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的（以下この条及び第五十条において

9 該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不适当に侵害されるおそれがあると認めるとき

のその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

一 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下この条及び第五十条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

8 取扱者以外の者に提供してはならない。
市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくは

二 請求事由（当該請求が犯罪更査に關するもの）の名称

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

（一）該請求をしたる機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

6 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者は法
人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得た
いで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のた
めに利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、
閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取

第三章 戸籍の附票

第三章 戸籍の附票

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあっては、記録。以下同じ。)をする。

一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という。)にあつては、国外転出者である旨)

四 住所を定めた年月日(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定期年月日)

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)

(戸籍の附票の記載事項の特例等)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者(同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転(同法第三十七条の二第三項に規定する在外投票人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。)がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十七条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。

市町村の選管委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に

登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に關する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)は、職權で行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知は、総務省令(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。(戸籍の附票の改製)

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知(番号利用法第十九条第八号又は第九号に

規定する情報提供者は又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によってされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七条に掲げる事項の記載を省略してもその交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前

項各号に掲げる者に該当することを理由とし

て、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。
第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第

五項までの規定は第二項の請求について、第十一
二条の三第四項から第九項までの規定は前二項
の申出について、それぞれ準用する。この場合
において、これらの規定中「総務省令」とある
のは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写
し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸
籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

第一項		第二十一条第一項
同項	第五条十一	第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項並びに第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
	住民票の写し	戸籍の附票の写し

第十	第七条十	同項
第一項		
第二十条第二項		第二十条第一項

四二条	
同項	住民票の写し 第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号までに掲げる
第二十条第二項	戸籍の附票の写し 第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された

第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条の一 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の除票の記載事項)

第二十一条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしたものと同様の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十二条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し(第二十二条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村長にあつては、当該戸籍の付票の除票の写し)を提出する。

第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項の規定によるものとして、市町村の市町村長に通報しなければならない。
（戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置）

2 二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されてゐる戸籍の付

票を備える市町村長に対してもその旨を申し出ることができる。

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

2 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村については、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附

票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

及びその年月日又は改製した旨及びその年月日
の記載（前条第二項の規定により磁気ディスク
をもつて調製する戸籍の附票の除票にあつて
は、記録。以下同じ。）をする。

（戸籍の附票の除票の写しの交付）

第二十一条の三 市町村が保存する戸籍の附票の
除票に記載されている者又はその配偶者、直系
尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村
長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票
の写し（第二十一条第二項の規定により磁気ディ
スクをもつて戸籍の附票の除票を調製してい
る市町村にあつては、当該市町村の付票の余票に

記録されている事項を記載した書類。次項及び

第三項並びに第四十六条第一号において同じ。の交付を請求することができる。

記載を省略したものの交付を請求することがで
きる。
3 市町村長は、前二項の規定によるもののは
か、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票に
ついて、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の
除票の写しで第十七条第二号から第六号までに
掲げる事項のみが表示されたものが必要である
旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認め
るときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票
の全部又は一部を交付する。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を行なうために戸籍の附票の除票の記載事項を履行するにあたる者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4　市町村長は、前三項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由

由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の
写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該特定事務受任
申出を相當と認めるとときは、当該戸籍の附票の除票の写しを交付するこ
とができる。

第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十三条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「官籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五世帯主についてはその旨、世帯主でない者

六 転入前の住民票コード（転入をした者について）

き直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをい

七、国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政

令で定める事項

の者を除く」は住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)
第二十三条 転居 (一の市町村の区域内において

住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から十四日内で、(次に掲げる事項)行丁付表に記入し出

日以内に次に掲げる事項を市町村長は届け出なければならない。

三二
転居をした年月日
住所

五 従前の住所
世帯主についてはその旨、世帯主でない者

(転出届) はついては世帯主の氏名及び世帯主との紐柄

氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合に

おいては、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定

による届出をいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。(ヒ) 放冷(定められた場合)について

しないがたなし。政令で定める場合はあるては、この限りでない。

行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六

条において「世帯員」という。)であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届を提出する場合は、最初の世帯員に問する。

をした場合はにおいては、最初の世帯員に関する
転入届（当該転出届をした日後当該世帯員が最

初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第一十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長(以下この条において「転入予定市町村長」という。)に通知しなければならない。

4 転入予定市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届(次項において「最初の転入届等」という。)をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

5 最初の転入届等を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

6 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第三項に規定する事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

7 第三項の規定による通知は、総務省令で定めることにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。

主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。（世帯主が届出を行ふ場合）

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出することができる。

2 世帯員がこの章又は第四章の四の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。（届出の方式等）

第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の四の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるとこにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他の届出をする者と異なる者に対して、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

（国民健康保険の被保険者の届出の特例）

第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと記するものとする。

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者である者が後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であると記載する場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市

者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと付記するものとする。

第二十九条の三 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。（国民年金の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。（米穀の配給を受ける者に係る届出の特例）

第三十条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コード

（住民票コードの指定）

第三十条の二 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにならなければならない。（住民票コードの記載等）

第三十条の三 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市

町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

第三十条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求（以下この条において「変更請求」といいう。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他総務省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があった場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に從前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

（政令への委任）

第三十条の五 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に係る必要な事項は、政令で定める。

第二節 本人確認情報の通知及び保存の（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により住民票に記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により住民票に記載されたときは、速やかに、当該記載に係る者に係る住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の記載を行った場合には、当該住民票に記載されていましたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の記載を行った場合には、当該住民票に記載されていましたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。この項において同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事が保存する本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

一 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十三条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第三項の規定による事務に利用することができることとなる。

四 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十四条の十四第二項、第十八条第四項及び第五項、第二十七条、第三十条、第三十一条、第十三条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項の規定による事務に利用することができるものとする。

第三十条の十六

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十三条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第一項の規定による事務に利用することができ

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十三条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第一項の規定による事務に利用することができ

第一項の規定に。各立入検査の検査は
検査のために認められたものと解釈しては

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十三条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第一項の規定による事務に利用することができ

なら
の適切な管理

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十三条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第一項の規定による事務に利用することができ

の隣上その他の方々へ感謝の意を表すために必要な措置を講じなければ

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十三条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十一第一項の規定による事務に利用することができ

5 機構は、機構保存本人が確認情報を、番号利用法第八条第二項及び第十六条の二の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

(本人確認情報管理規程)
第三十条の十七 機構は、この章及び第三十七条
第二項の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に關し総務省令で定める事項について、本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときは、同様に。

(市町村間の連絡調整等)
第三十一条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2 都道府県知事は次の各号のいずれか

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

表事務」というに準する事務（個別の法律

人確認情報管理制度が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めることは、機構に対し、これを変更すべきこととなることができる。

一
なすへばなう

道府県知事に対し、当該都道府県町村の住民基本台帳に住民に関する記録が行なわれるよう協力する。

二〇四

必要な協力

必娶不世之才

（報告書の公表）
第三十条の十六
機構は、毎年少なくとも一回、
第三十条の九、第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国）の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十二、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において同じ。）への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限り、規定期定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができる」とされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう systemic に構成したもの）を用いて、以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十一条の四十九の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
（報告及び検査）

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十一条の四十九の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該行為をした者に対するおそれがあると認めるときは、当該行為を止めし、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に従い必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定（次章を除く。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらとの権限に属する事項を建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關する事項は、条例で定める。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、削除又は第十七条第二号、第三号及び第五条

号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報）（戸籍の附票の記載等に係る附票の記載等に関する事項で政令で定めるもの）を都道府県知事に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機関に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第一項の規定による通知を受けた機関は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

機関は、前項の規定により機関が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機関保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機関保存附票本人確認情報

(附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報)
第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

(国の機関等への附票本人確認情報の提供)
第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
(デジタル庁への住民票コードの提供)
第三十条の四十四の二 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十二条第二項又は第二十二条の二第一項(これらの規定を番号利用法第二十六条の規定において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。
の場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)
第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるとこにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「附票通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し

三項	第三十条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項
第三十条 二項	第三十条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項
第三十条 二項	第三十条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項
第三十条 二項	第三十条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項

十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、第十五条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第二十二条の三に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条の十八（第三十条の四十四の九に

電子計算機処理等に関する事務に従事する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第四十三条(第二号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第三条 (住民登録法の廃止に伴う経過措置)
施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票とみなす。
第三条 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお併し前二項に定めるもののほか、住民登録法の廢止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(戸籍の附票に関する経過措置)

第三条 第一項の規定に違反する行為でこの法律の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第二百四十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（その他の处分、申請等に係る経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる相定について、は、当該各規定。以下この条及び第二百四十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等」とい

二一 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四号において準用する場合を含む。以下この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十二条(第一項)の規定による場合を除く。第三十二条(第二項)(第三十条の四十四の十三に準用する場合を含む。)の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)等
九条及び介護保険法施行法(平成九年法律第二百四号)
第十一条第一項)と、「同条第一号」とあるのは「介護保険法第九条第二号」とする。

の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の終過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれ

管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条第一号、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第五十三条 前三条の規定による過料についての裁決は、简易裁判所による。

第一條 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
(罰則に關する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四六年五月二七日法律第七三号)
抄
(施行期日)

法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

表半に簡易表半用がする

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

1
六号)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
この法律の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なる旨前掲の規定による。

に対し、答弁をせざ、若しくは虚偽の陳述をなし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十二条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日

附 則（昭和五六年六月一一日法律第ハ
一號）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超

八
附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄
（平成五年一月二日法律第八号）抄

第四十九条の二 第四十二条(第三十条の三十一)
二項(第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に關し外務省が提供を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の

から施行する。
第二条 住民登録法及び住民登録法施行法の廃止
(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)
八号) 及び住民登録法施行法(昭和二十七年法律第百六号)は、廃止する。

法
5 えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三 条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、 平成十八年二月一日から施行する。
附 則（平成一六年六月一一日法律第六九 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則（平成一六年六月一一日法律第七二 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則（平成一六年六月九日法律第八八 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 を超えない範囲内において政令で定める日（以 下「施行日」という。）から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に 規定する規定については、当該規定。以下この 条において同じ。）の施行前にした行為並びに この附則の規定によりなお従前の例によること とされる場合及びなおその効力を有することと される場合におけるこの法律の施行後にした行 為に對する罰則の適用については、なお従前 の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令 で定める。
附 則（平成一六年六月一八日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日 から施行する。
附 則（平成一六年六月一三日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當 該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第四条、第七条、第十一條、第十五条及び 第十六条並びに附則第十四条から第十八條ま でを超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 定は、公布の日から施行する。

で、第二十条、第二十八条から第四十五条ま で、第四十九条及び第五十条の規定 平成十 九年四月一日
附 則（平成一六年一二月三日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則（平成一六年一二月三日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年 を超えない範囲内において政令で定める日（以 下「施行日」という。）から施行する。
（処分等の効力）
第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法 律（これに基づく命令を含む。以下この条にお いて同じ。）の規定によつてした処分、手続そ の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律 の規定に相当の規定があるものは、この附則に 別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ れの法律の相当の規定によつしたものとみな す。
（罰則に関する経過措置）
第一百二十三条 この法律の施行前にした行為並び にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ ととされる場合及びこの附則の規定によりなお 従前の例による。この附則の規定によりなお 従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第一百二十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令 で定める。

附 則（平成一七年五月二〇日法律第四 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。ただし、附則第四十条から第四十四条 までの規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年六月一七日法律第六 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 行する。ただし、附則第四十条から第四十四条 までの規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年六月一九日法律第七 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ れぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十 三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五 条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二 条、第三十九条及び第五十六条の規定 公 布の日

二 略
三 第四条並びに附則第十四条、第四十二条、第 四十四条及び第五十三条の規定 平成十八 年十月一日
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日ま での間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇)

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三)

(施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一五日法律第七四号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二二十年四月一日)

(罰則に関する経過措置) 第百三十条の規定による罰則に掲げる規定については、当該各号に掲げる規定についても、当該各号に定める日から施行する。

の施行前にした行為、この附則の規定によりなされたお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる場合に於けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 一及び二 略

第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年六月六日法律第七五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年六月六日法律第七五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一百四十一 条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する）の施行前に改定する法律（平成十九年法律第三十二号）による同法附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という）から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という）から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五)

(施行期日) **八号** 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(附 則 (平成二一年六月二四日法律第五))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日) **九号** 抄
附 則 (平成二一年六月二四日法律第五)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日) **九号** 抄
附 則 (平成二一年六月二四日法律第五)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八

条から第三十条までの改正規定、第四章の二

の次に一章を加える改正規定、第三十四条第

一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七

条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定

(同条第一項の改正規定) (第二十四条の二第

一項若しくは第二項又は) を削る部分に限

る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の

改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則

第四条から第十条まで及び第十三条から第二

十条までの規定、附則第二十一条の規定(行

政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律(平成十四年法律第百五十一号)別

表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十

一号)の項の改正規定(一及び第三十条の三

第一項)を「第三十条の三第一項及び第三

十条の四十六から第三十条の四十八まで」に

改める部分に限る。)に限る。)並びに附則第

二十二条の規定、出入国管理及び難民認定法

及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍

を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

の例による。

(政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日) **四号** 抄
附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

一 第二条、第七条第一項及び第七項及び第八

条第一項並びに附則第四条、第七条第一項及

び第二項、第八条(第一項及び第七項を除

る)及び二、略

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及

び第二項、第八条(第一項及び第七項を除

る)の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍

等(新法第三十条の四十五に規定する国籍等を

いう。以下同じ。)並びに新法第三十条の四十

五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ

同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を

作成しなければならない。

の一部を改正する等の法律(平成二十一年法
律第七十九号。以下「入管法等改正法」とい
う。)の施行の日

二 附 則 第三条及び第二十三条の規定 この法
律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日
のいすれか遅い日

三 附 則 第七号 抄
附 則 (平成二一年七月一五日法律第七)

(施行期日) **七号** 抄
附 則 (平成二一年七月一五日法律第七)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、内において政令で定める日

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第二十四条の二及び第

三十三条の四十四第四項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳力

ード(以下この項において「住基カード」とい
う。)の交付を受ける者及びこの法律による改
正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項

の規定による利用が行われている住基カードを
いう。以下この項において同じ。)以外の住基
カードの交付を受けている者について適用し、
この法律の施行の際に条例利用住基カードの
交付を受けている者については、なお従前の例
による。

第三条 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第
七条第十号から第十一号の二までに規定する國
民健保保險の被保險者の資格、後期高齡者醫療
の被保險者の資格、介護保險の被保險者の資
格、國民年金の被保險者の資格及び児童手當の
支給を受けている者の受給資格に関する記録並
びに次項の規定により法務大臣から提供を受け
た情報に基づき行うものとする。

四 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に
関し求めがあったときは、新法第七条第一号か
ら第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第
三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に關
する情報を提供するものとする。

五 市町村長は、第一項又は第二項の規定により
仮住民票を作成したときは、その作成の対象と
された者に対し、直ちに、その者に係る仮住
民票の記載事項を通知しなければならない。

六 前各項に定めるもののか、仮住民票の記
載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に關
する事項は、政令で定める。

四 条 前条の規定により作成した仮住民票は、
第一号施行日において、住民票になるものとす
る。

五 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住
民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の
住民票について、同項の住民票が作成されたこ
とに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更
が生じたときは、第一号施行日において記載の
修正をしなければならない。

六 新法第六条第一項の規定により世帯を単位と
する住民票を作成している市町村長は、外国人
住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯に
ついては、同条第一項及び第二項の規定にかか
わらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住
民票に外国人住民の記載をするために必要な期

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)
の外国人登録原票(外国人登録法(昭和二十
七年法律第二百二十五号)第四条第一項に規定
する外国人登録原票をいう。以下この条にお
いて同じ。)に登録されていること。

**二 第一号施行日において当該市町村の外国人
住民に該当する者であると見込まれること。**

**三 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日ま
での間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも
該当することとなつた者につき、同項に規定す
る仮住民票(以下「仮住民票」という。)を作
成することができる。**

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中
「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは「附則第三条第一項の相当認定」とする。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二十三年五月二七日法律第五号)

第一条 この法律は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する規定を含む)は、政令で定める。

附 則

(平成二十三年六月二四日法律第七号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二九日法律第八号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二十三年七月二二日法律第八号)

臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二号)

第一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第六十条の規定 公布の日 （その他の経過措置の政令への委任）	定める。この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄	この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 二から四まで 略	第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 二から四まで 略
五 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日	五 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

附 則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄	（施行期日）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	二 附則第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日からで定める日（罰則の適用に関する経過措置）	三 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）	第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄	（施行期日等）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	二 附則第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十三条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日からで定める日（罰則の適用に関する経過措置）	三 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置	第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄	（施行期日）抄
第一条 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 「第三款 被災者の運送」（第八十六条の十）を「第三款 被災者の運送」（第八十六条の十四）／第四款 安否情報の提供等	二 第二条（災害対策基本法目次の改正規定）第一項の規定（第三款 被災者の運送）／第四款（第八十六条の十五）／に、「第八十六条の十七」を「第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える
三 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に定めるもの）	三 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第十九条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置	第十九条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

第一の八 金融庁若 水産業協同組合法（昭和二十三年 法律第二百四十二号）による同法	省 農林水産 省 農林水産	一の七 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	一の六 金融庁又 は財務省	一の五 金融庁若 しくは財 務省又は 厚生労働
第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	一の十 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産
第一の八 金融庁若 水産業協同組合法（昭和二十三年 法律第二百四十二号）による同法	省 農林水産 省 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産
第一の八 金融庁若 水産業協同組合法（昭和二十三年 法律第二百四十二号）による同法	省 農林水産 省 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産
第一の八 金融庁若 水産業協同組合法（昭和二十三年 法律第二百四十二号）による同法	省 農林水産 省 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産	第一の九 金融庁若 しくは財 務省又は 農林水産

八 金融 務省	七 削除	六 削除	五 金融 府又は財 務省	四 削除	第三項の認可、同法第二百五十五条の七の届出、同法第二百五十六条の二の免許、同法第二百五十六条の三第一項の届出、同法第二百五十六条の五の五第一項の認可、同法第二百五十六条の二の免許、同法第二百五十六条の二十の十一の届出、同法第二百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第二百五十六条の二十九の二十一第二項の届出、同法第二百五十六条の二十四第一項の免許、同法第二百五十六条の二十八第三項の届出、同法第二百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第二百五十六条の七十七第一項、第二百五十六条第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同法第三项（同法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同法第五项（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）					

十二 融 財 務 省	資金決済 に関する法律 (平成二十 一年法律第五十九号) による同法 第七条の登録、同法第十一条第一 項の届出、同法第三十七条の登録、 同法第四十一条第四項の届出、同 法第六十二条の三の登録、同法第 六十二条の七第四項の届出、同法 第六十三条の二の登録、同法第六 十三条の六第二項の届出、同法第 六十三条の二十三の許可、同法第 六十三条の三十三第二項の届出、 同法第六十四条第一項の免許、同 法第七十七条の届出又は同法第八 十七条の認定に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
十三 の 三 預 金 保 險 機 構	十二 の 二 金 融 府 或 是 財 務 省
十三 の 二 預 金 保 險 機 構	十一 三 預 金 保 險 機 構
十三 の 三 預 金 保 險 機 構	十 三 預 金 保 險 機 構
十三 の 三 預 金 保 險 機 構	十 三 預 金 保 險 機 構

第十五年法 律	十八 総務省	同法による改正前の執行官法 (昭和四十一年法律第二百十一号) 附則第十三条の規定による年金であつる給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
第十四年法 律	十九 日本行政書士会	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
第十三年法 律	二十 土地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法)	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
第十二年法 律	二十一 市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第二百十二条第一項若しくは第二百十二条の二第一項の福祉事業の実施若しくは同法附則第九条の二第二項の一時金の支給、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
第十年法 律	二十二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法)	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六号)附 則第二十 三条第一項第三号に規定する存続共 済会	二十一 地方公務員共済組合及び全 国市町村職員共済組合連合会	二十二 地方公務員共済組合連合会	二十三 地方公務員災害補償基金	二十四 総務省	二十五 総務省	二十六 総務省
介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法（昭和四十年法律第二百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十二条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第 二十七条の二十一第一項の登録、	電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第 二十七条の二十一第一項の登録、

三十 法	務省 法	二十九 条第三 項に規定 する指定 する 人	二十七 条第百八 十六号) 第十三 条の七第二 項に規定 する指定 試験機関	同法第三十七 条の検定、同法第四 十一条第一項の免許又は同法第 十八条の二第一項の船舶局無線從 事者証明に関する事務であつて總 務省令で定めるもの
三十 法	務省 法	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人	二十八 条消防法第 十七条の 十一第三 項に規定 する指定 試験機関	消防法による危険物取扱者試験の 実施に関する事務であつて總務省 令で定めるもの
三十 法	務省 法	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人	二十九 条消防團員 等公務災 害補償等 責任共 濟等に 関する法 律(昭和 三十一年 法律第百 七号)第 二条第三 項に規定 する指定 する 人	消防法による消防設備士試験の実 施に関する事務であつて總務省令 で定めるもの
三十 法	務省 法	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人	消防團員等公務災害補償等責任共 濟等に関する法律による消防團員 等福祉事業の実施に関する事務で あつて總務省令で定めるもの
三十 法	務省 法	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人	三十 条第三 項に規定 する指定 する 人

三十一 法務省	三十二 法務省	三十三 法務省	三十四 法務省	三十五 法務省
不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十九条第一項の調査、不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第一百三十一条第一項の申請又は同法第三十三条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条第一項若しくは第一百四十四条第一項の通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）。鉱業抵当法（明治三十年法律第五十五号）、漁業財团抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）において準用する場合を含む。による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶法（明治三十二年法律第六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）。鉱業抵当法（明治三十年法律第五十五号）、漁業財团抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）において準用する場合を含む。による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十六 法務省	三十七 法務省	三十八 法務省	三十九 法務省	四十 法務省	四十一 法務省	四十二 出入國
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	觀光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又は第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）による同法第四十四条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）による同法第三条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に於て準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第二十二条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第二十二条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第二十二条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第二十二条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの

六十一の 三 厚生 労働省又 は労働安 全衛生法 第八十五 条の二第 一項に規 定する指 定登録機 関	労働安全衛生法による同法第八十 四条第一項の労働安全コンサルタ ント又は労働衛生コンサルタント の登録に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
六十二 厚生労働 省又は作 業環境測 定法(昭 和五十年 法律第二 十八号) 第三十二 条の二第 二項に規 定する指 定登録機 関	作業環境測定法による同法第七条 の作業環境測定士の登録に関する 事務であつて総務省令で定めるも の
六十三 厚生労働 機関	作業環境測定法による同法第十四 条第一項の試験の実施に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
六十四 厚生労働 省又は獨 立行政法 人労働者 健康安全 機構	石綿による健康被害の救済に関す る法律(平成十八年法律第四号) による同法第五十九条第一項の特 別遺族給付金の支給に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
六十五 厚生労働 省	特定石綿被害建設業務労働者等に 対する給付金等の支給に関する法 律(令和三年法律第七十四号)に よる同法第三条第一項の給付金又 は同法第九条第一項の追加給付金 の支給に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
六十六 厚生労働 省	職業安定法(昭和二十二年法律第 一百四十一号)による同法第五条第 三号の職業指導、同法第三十条第一 項若しくは第三十三条第一項の許 可、同法第三十二条の六、第三項 (同法第三十三条第四項において準 用する場合を含む。)の更新又は同 法第三十二条の七第一項(同法第 三百三十三条第四項において準用する 場合を含む。)の届出に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生労働 省	労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の保護等に関する 法律(昭和六十年法律第八十八 号)による同法第五条第一項の許 可、同法第十条第二項の更新又は 同法第十一条第一項(労働者派遣 事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の 一部を改正する法律(平成二十七 年法律第七十三号)附則第六条第 二項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
六十八 厚生労働 省	雇用保険法(昭和四十九年法律第 一百六号)による同法第十一条第一 項の失業等給付又は同法第六十三 条の六第一項の育児休業給付の支 給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
六十九 厚生労働 省	雇用保険法による同法第六十二条 の雇用安定事業又は同法第六十三 条若しくは第六十四条の能力開発 に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
七十 厚生労働 省	事業の実施に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
七十一 厚生労働 省	職業訓練の実施等による特定求職 者の就職の支援に関する法律(平 成二十三年法律第四十七号)によ る同法第四条第一項の認定又は同 法第十一条の就職支援計画の作成 に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
七十一の 五 児童 手当法第 一項の 技能検定 の実施	児童手当法による同法第十七条第 一項の規定により読み替えて適用 する同法第八条第一項の児童手当

十七条第一項の表の第一号の下欄に規定する者	省令で定めるもの
七十一の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による同法第八十条の第四項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の厚生労働省及び介護福祉士法第四十一条第一項に規定する指定期登録機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の厚生労働省及び介護福祉士法第三十五条第一項に規定する指定期登録機関	精神保健福祉士法による同法第五十二条第一項の規定する指定実施機
七十一の厚生労働省及び厚生労働省又は精神保健福祉士法第三十六条第一項に規定する指定期登録機関	精神保健福祉士法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の厚生労働省及び日本年金機構	介護保険法による同法第二十九条第一項の保健事業若しくは同条第二項の障害の支給、同法第七十五条の福祉事業の実施、同法第七十三条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害の保険給付の支給、同法第一百一十五条の福祉事業の実施、同法第七十三条号による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

社 宅供給公 司		百八 國		土 交 通 省		百九 國		土 交 通 省		百十 建		百十 建 築士法第 十条の四 第一項に 規定する 中央指定 登録機関		百十一 建築士法 第十条の 二十一第一 項に規定 する都道 府令で定め るもの	
の公営住宅の管理（同法第四十七 条第一項の規定に基づき公営住宅 を管理する事業主体の同意を得て、 その事業主体に代わつて行う当該 公営住宅の管理に限る。）に関する 事務であつて総務省令で定めるも のの	建築基準法（昭和二十五年法律第 二百一号）による同法第十二条の 二第一項の建築物調査員資格者証 若しくは同法第十二条の三第三項 の建築設備等検査員資格者証の交 付、同法第七十七条の五十八第一 項若しくは第七十七条の六十（同 法第七十七条の六十六第二項にお いて準用する場合を含む。）の届出 又は同法第七十七条の六十六第一 項の登録に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	建築基準法（昭和二十五年法律第 二百一号）による同法第四条第一項 若しくは第五項の免許、同法第五 条第一項の登録、同一条第二項の交 付、同法第五条の二第一項若しく は第二項若しくは第八条の二の届 出、同法第九条第一項第一号の申 請又は同法第十条の三第一項若し くは第二項の交付に関する事務で あつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の四第 一项に規定する一級建築士登録等 事務に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	建築士法による同法第十条の二十 一条に規定する二級建築士等登 録事務に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の二十 一条に規定する二級建築士等登 録事務に関する事務であつて総務 省令で定めるもの										

府県指定登録機関	百十二建築士法	百十三国土交通	百十四国土交通	百十五国土交通	百十六国土交通	百十七国土交通	省又は小型船舶検査機構
建築士法による同法第二十六条の第一項に規定する事務所登録等の事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八百八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十五条第一項の技能検定の実施、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	自動車損害賠償保障法（昭和三十一年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（平成十三年法律第二百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同条第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

百七十九 百十九 気象庁	百十八の 二 国土 交通省又 は航空法 第百三十 二条の五 十六第二 項に規定 する指定 試験機関	百十八 国土 交通	百十八 国土 交通	百十七の 三 国土 交通省	百十七の 三 国土 交通省
気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）による同法第十七條第一項の許可又は同法第二十四条	航空法による同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	航空法による同法第百三十二条の四十七第一項（同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第七条第一項（同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第五百三十二条の第四項の登録、同法第三十一条第一項第一項の登録の更新、同法第百三十二条の八第一項の届出又は同法第五百三十二条の十一第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による同法第七条第一項（同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第百四十九号）による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第百十八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

省 百十九の 二 環 境	百二十の二十の登録に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
百二十一 の二 防 衛省	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律（昭和四十五年法律第百三十七 号）による同法第九条の八第一項 の認定、同条第八項（同法第十 条の四の二第三項において準用す る場合を含む）の届出、同法第九 条の九第一項若しくは第六項の認 定、同条第八項（同法第十五条の 四の三第三項において準用する場 合を含む）の届出、同法第九条的 十第一項の認定、同条第六項（同 法第十五条の四の四第三項におい て準用する場合を含む）の届出又 は同法第十五条の四の二第一項、 第十五条の四の三第一項若しくは 第十五条の四の四第一項の認定に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの
百二十一 原 子力 規 制 委 員 會	石綿による健康被害の救済に関する 法律による同法第三条の救済給 付の支給又は同法第四条第一項若 しくは第二十二条第一項の認定に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの
百二十一 防 衛省	放射性同位元素等の規制に関する 法律（昭和三十二年法律第百六 七号）による同法第三十五条第二 項から第四項までの交付又は同条 第九項の再交付に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
百二十二 国家公 務員法 (昭和二 十二年法)	防衛省の職員の給与等に関する法 律による同法第二十二条第一項の 給付若しくは支給、同法第二十七 条の二の支給、同法第二十七条の 七第一項の追給、同法第二十七条 の十一第一項から第三項までの支 給又は同条第八項の追給に関する 事務であつて総務省令で定めるも の

律第二百二十九条	十号) 第四十八条に規定する試験機関	百二十三人議院	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令和二十六年法律第一百九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省
村長	一の二市町	一市町村長	提供を受けける通知又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市長その他機関の執行機関
同法第九十九条の二第一項の罹災証明	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による同法第八十条の十五第一項の安否情報の回答、	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	事務

一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町	一の市町
村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長
一の市町十	一の市町九	一の市町八	一の市町七	一の市町六	一の市町五	一の市町四	一の市町三	一の市町二	一の市町一	一の市町	一の市町
関	長	都	市	市	市	法	事	事	事	事	被
行機	他	市	町	町	町	第	法	法	法	法	災害者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
総務省令で定めるもの	所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住んでいた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による同法第十一条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十一号)による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 選 舉 管 理 委 員 會	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の同法第四十四条、第四十八条の二若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八二号）第三条第一項の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 の 二 市 町	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 の 二 市 町	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 の 二 所 を 設 置 す る 市 又 は 特 別 区	予防接種法（昭和二十三年法律第十八号）による同法第五条第一項若しくは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 の 二 保 健	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第

五の市町村長	五の市町村長	児童福祉法による同法第二十二条の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の障害児通所給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特別障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五项若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の市町村長	五の市町村長	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の市町村長	五の市町村長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一條第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十一条の二第一項の小児慢性特定疾病
五の市町村長	五の市町村長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一條第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十一条の二第一項の小児慢性特定疾病

五の十 市長	又は福 祉事務 所を管 理する 町村長	五的 十 五的 十 一指 定都 市又 是中 核市 の長	五的 二市 町村 長	五的 十 母子及 び父子 並びに寡 婦福祉法 による同 法第三十 一条(同 法第三十 一条)に よる同 法第九 条の二第 一項若 しくは第 三十二条 第一項又 は附 則第三 条第一 項若 しくは第 六条第一 項の資 金の貸
長 の 五 の 市 十 市 長 又 は 市 福 祉 事 務 所 を 管 理 す る 町 村	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十条第一項、第三十一条第六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による同法第九条の二第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十条の保健指導、同法第十二条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の相談、同法第二項の支援、同法第五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条第二項若しくは第二項の徴収金の徵収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十一条(同法第三十一条)における事務

長 市 町 村	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三	村 (福祉事 務所を 管理す る町村 長を除 く。)	五 の 三	長 市 町 村	正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援若しくは平成二十五年改正法附則第三項第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十二条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	五 の 三	十一 市 町 村	五 の 三	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五 の 三	十一 市 町 村	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の三 市町村	五の四 市町長
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）による同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業委員会	農業委員会	農業委員会
森林法による同法第一百九十五条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）による同法第二十二条の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業委員会	農業委員会	農業委員会
第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）による同法第二十二条の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地法による同法第三十二条第一項の実施又は同法第五十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業委員会	農業委員会	農業委員会

府都通附及府都通けを提 県道知票び県道知る受供	別表第三 四関係(事務)	十一 廃棄物 の処理 及び清 掃に關 する法 律第二 十四条 の二第 一項の 政令で 定める 市長 認可、同法第九条の七第二項（同法 第十五条の四において準用する場合 を含む。）の届出、同法第十二条の七 第一項若しくは第七項の認定、同法 第九項の届出、同法第十四条第一項 の許可、同条第二項の更新、同条第 六項の許可、同条第七項の更新、同 法第十四条の二第一項の許可、同条 第三項において準用する同法第七条 の二第三項の届出、同法第十四条第 四第一項の許可、同条第二項の更新 同条第六項の許可、同条第七項の更 新、同法第十四条の五第一項の許可、 同条第三項において準用する同法第 七条の二第三項の届出、同法第十五 条第一項若しくは第十五条の二の六 第一項の許可、同条第三項において 準用する同法第九条第三項の届出、 同法第十五条の三の三第一項の認定、 同法第十七条の二第一項の届出又は 同法第二十条の二第一項の登録に關 する事務のうち、同法第二十四条の 二第一項の規定により同項の政令で 定める市長が行うこととされたも のの実施に關する事務であつて総務 省令で定めるもの
----------------------------	-----------------	---

五の教育委員会		五の教育委員会		五の教育委員会		五の教育委員会		五の教育委員会		五の教育委員会	
五の道府県	九の都道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県	五の道府県
感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 に よ る 同 法 第 十 九 条 第 一 項 若 し く は 第 三 項 、 第 二 十 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 (こ れ ら の 規 定 を 同 法 第 二 十 六 条 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む)。若 し く は 第 四 十 六 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 の 入 院 の 劝 告 若 し く は 入 院 の 措 置 、 同 法 第 三十七 条 第 一 項 、 第 三十七 条 の 二 第 一 項 、 第 四十 四 条 的 三 の 二 第 一 項 若 し く は 第 五 十 条 の 三 第 一 項 の 費 用 の 負 担 又 は 同 法 第 四十二 条 第 一 項 、 第 四十四 条 の 三 の 三 第 一 項 若 し く は 第 五 十 条 の 四 第 一 項 の 療 養 費 の	予 防 接 種 法 に よ る 同 法 第 六 条 第 一 項 か ら 第 三 項 ま で の 予 防 接 種 の 実 施 又 は 同 法 第 二十八 条 の 実 費 の 徴 収 に 関 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	死 体 解 剖 保 存 法 に よ る 同 法 第 二 条 第 一 項 第 一 号 の 認 定 に 関 す る 事 务 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	死 体 解 剖 保 存 法 に よ る 同 法 第 八 条 第 一 項 第 一 号 の 認 定 に 関 す る 事 务 で あ つ て 援 助 金 の 支 給 に 関 す る 事 务 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 の 支 給 に 関 す る 法 律 に よ る 同 法 第 六 条 第 一 項 の 就 学 支 援 金 の 支 給 に 関 す る 事 务 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	第一 項 か ら 第 三 項 ま で の 取 上 げ 、 同 法 第 四 項 の 通 知 、 同 法 第 十 三 条 第 一 項 の 公 告 及 び 通 知 、 同 条 第 二 項 の 記 入 又 は 同 法 第 十 五 条 の 書 換 若 し く は 再 交 付 に 関 す る 事 务 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の						

知府都一二七の 県道十の	事県道二七の 知府都十の	事県道十七の 知府都九の	事県道十七の 知府都八の	事県道十七の 知府都七の	前例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十六条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戻還者留守家族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十一条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十一条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十一条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

委員会	二の二 教育	二市 町村長	一の十 市 町村長	一の九 市町 村長	一の八 都市の 長	一の七 市町 村長
定めるもの	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別区域 法第十 二条第 五第十 二項に 規定す る試験 実施指 定都市 の長	四の四 市町 村長	児童福祉法による同法第二十二条の 五の三第一項の障害児通所給付費、 例障害児通所給付費、同法第二十一 条の五の十二第一項の高額障害児通 所給付費、同法第二十二条の五の二 十九第一項の肢体不自由児通所医療 費、同法第二十四条の二十六第一項 の障害児相談支援給付費若しくは同 法第二十四条の二十七第一項の特例 障害児相談支援給付費の支給、同法 第二十一条の六の障害福祉サービス の提供、同法第二十四条第一項の保 育所における保育の実施若しくは同 法第五项若しくは第六項の措置又は 同法第五十六条第二項の費用の徴収 若しくは同条第六項若しくは第七項 の処分に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
市 の 長	四の六 指定 都市若 しくは 中核市 又は兒 童相談 所設置 理する	児童福祉法による同法第六条の第四 一号の養育里親若しくは同条第二号 の養子縁組里親の登録若しくは同条 第三号の里親の認定、同法第十一条 第一項第二号への児童及びその家庭 についての調査及び判定、同法第十 九条の二第二項の小児慢性特定疾病 医療費の支給、同法第二十条第一項 の教育の給付、同法第二十四条の二 第一項の障害児入所給付費、同法第 二四条の二第一項の高額障害児入 所給付費
市 の 長	四の五 市長 又は福 祉事務 所を管 理する	児童福祉法による同法第二十二条第 一項の助産施設における助産又は同 法第二十三條第一項の母子生活支援 施設における保護の実施に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
市 の 長	四の六 指定 都市若 しくは 中核市 又は兒 童相談 所設置 理する	児童福祉法による同法第六条の第四 一号の養育里親若しくは同条第二号 の養子縁組里親の登録若しくは同条 第三号の里親の認定、同法第十一条 第一項第二号への児童及びその家庭 についての調査及び判定、同法第十 九条の二第二項の小児慢性特定疾病 医療費の支給、同法第二十条第一項 の教育の給付、同法第二十四条の二 第一項の障害児入所給付費、同法第 二四条の二第一項の高額障害児入 所給付費

長 核 市 又 中 市 の 十 一 指 定 都 市 又 は 中 核 市 又 は 中 市 の 十 四 の 四 の 十 市 長 又 は 福 祉 事 務 所 を 管 理 す る 町 村 長	四 の 九 市 長 そ の 他 の 執 行 機 関	四 の 八 市 町 長 そ の 他 の 執 行 機 関	四 の 九 市 町	村 長	四 の 十 市 長	四 の 十 市 長	四 の 七 市 長 又 は 福 祉 事 務 所 を 管 理 す る 町 村 長	四 の 七 市 長 又 は 福 祉 事 務 所 を 管 理 す る 町 村 長	四 の 七 市 長 又 は 福 祉 事 務 所 を 管 理 す る 町 村 長
母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務により指定都市又は中核市の長が行	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十一条第一項、第三十一条の十において準用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の十 五 市 町 村 長	四の十 四 の 市 事務所 を管 理す る町 村長を 除く。)	四の十 四 の 市 福 祉 事 務 所 を 管 理す る町 村 長	四の十 三 市 長又は 福祉事 務所を 管理す る町 村	四の十 二 市 町 村 長
一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこのども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第五条若しくは第十八条の届出、同法第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこのども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子保健法による同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこのども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 市長又 は福祉 事務所 を管理 する町 村長	四の二 長	四の二 十二 市町村	四の二 十三 市町村	四の二 十四 指定都 市若し くは中 核市又 は児童 相談所 設置市 設置市 の長	四の二 十五 市町村	四の二 十六 市町村	四の二 十七 市町村	四の二 長	四の二 長
特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による同法第十七条の障害児福 祉手当若しくは同法第二十六条の二 の特別障害者手当の支給又は国民年 金法等の一部を改正する法律(昭和 六十年法律第三十四号)による同法 附則第九十七条第一項の福祉手当の 支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による同法第三条第一項の特別 児童扶養手当の支給に関する事務の うち、同法第三十八条の規定により 市町村長が行うこととされたものに 関する事務であつて総務省令で定め るもの	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は 同法第七十七条の地域生活支援事業 の実施に関する事務のうち、同法第 一百六条の規定により指定都市若しく は中核市又は児童相談所設置市の長 が行うこととされたものに関する事 務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は 同法第七十八条の地域生活支援事業 の実施に関する事務のうち、同法第 一百六条の規定により指定都市若しく は中核市又は児童相談所設置市の長 が行うこととされたものに関する事 務であつて総務省令で定めるもの	老人福祉法による同法第十条の四若 しくは第十二条の措置又は同法第二 十八条第一項の費用の徴収に関する 事務であつて総務省令で定めるもの の徴収に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	老人福祉法による同法第十条の四若 しくは第十二条の措置又は同法第二 十八条第一項の費用の徴収に関する 事務であつて総務省令で定めるもの の徴収に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保 険給付の支給、同法第二百五十五条の四 十五第一項の地域支援事業の実施又 は同法第二百二十九条第一項の保険料 一項の保険料の徴収又は同法第八十 二条第一項の保健事業の実施に關する 事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保 険給付の支給、同法第二百五十五条の四 十五第一項の地域支援事業の実施又 は同法第二百二十九条第一項の保険料 一項の保険料の徴収又は同法第八十 二条第一項の保健事業の実施に關する 事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の 保険給付の支給、同法第七十六条第 二条第一項の保健事業の実施に關する 事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の 保険給付の支給、同法第七十六条第 二条第一項の保健事業の実施に關する 事務であつて総務省令で定めるもの

市町村	長	の事務であつて総務省令で定めるもの
四の二	十八	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第四百四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二	十九	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務を管理する町長又は福祉事務所を管理する市長又は福社事務所を管理する市長を除く。)であるとされた生活保護法第二十四條第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二	四の二	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務を管理する事務は福社事務所を管理する市長又は福社事務所を管理する市長又は福社事務所を管理する市長を除く。)であるとされた生活保護法第二十四條第十項の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四條第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

市町村	十一	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務のうち、同条第五項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	十二	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五十五条の援護に関する事務のうち、同法第五十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	十三	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	十四	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	十五	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

市町村	四の三	農地法による同法第三十二条第一項の命今に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	四の三	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	四の三	農地法による同法第三十二条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	四の三	農地法による同法第三十二条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	四の三	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

市町村	五の三	農地法による同法第三十二条第一項の命今に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	五の二	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	五の二	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	五の二	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村	五の二	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 関係 別表第五 第三十条の十五、第三十条の四十四	(特別区を含む。) 十廃棄物の処理及び清掃に関する法律 による同法第八条第一項若しくは第 九条第一項の許可、同法第九条の二 の四第一項の認定、同法第九条の五 に関する法律 第二十 四条の 二第一 項の政 令で定 める市 の長 の 第一項(同法第十五条の四において 準用する場合を含む。)の許可、同法 第九条の六第一項(同法第十五条の 四において準用する場合を含む。)の 認可、同法第九条の七第二項(同法 第十五条の四において準用する場合 を含む。)の届出、同法第十二条の七 第一項若しくは第七項の認定、同法 第九条の届出、同法第十四条第一項 の許可、同条第二項の更新、同条第 六項の許可、同条第七項の更新、同 法第十四条の二第一項の許可、同条 第三項において準用する同法第七条 の二第三項の届出、同法第十四条的 四第一項の許可、同条第二項の更新 同条第六項の許可、同条第七項の更 新、同法第十四条の五第一項の許可、 同条第三項において準用する同法第 七条の二第三項の届出、同法第十五 条第一項若しくは第十五条の二の六 第一項の許可、同条第三項において 準用する同法第九条第三項の届出、 同法第十五条の三の三第一項の認定、 同法第十七条の二第一項の届出又は 同法第二十条の二第二項の登録に關 する事務のうち、同法第二十四条の 二第一項の規定により同項の政令で 定める市の長が行うこととされたも のの実施に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
---	--

一の三 災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の五 特定非営利活動促進法による同法第十一条第一項の認証、同法第五十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危るもの

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三 栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の一第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第一号への児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の四 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十二条第一項、第三十一条の六第一項又は同法第三十三条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十二条第一項の便宜の供与又は同法第三十三条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十二条第一項の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徵収に関する事務である事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の八 知的障害者福祉法による同法第十一條第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の人第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

閲する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十一 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十二 卸売市場法による同法第十三条第一号)による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十三 森林法による同法第二十五条の二第一項に関する事務であつて総務省令で定めるもの又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 家畜商法による同法第三条第一項の免許若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の経由、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の経由、同法第四十六条第一項の届出、同法第三十三条第一項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十二条第一項の届出又は同法第六百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条
第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九
条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項
において準用する場合を含む。）の届出に關
する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正
化に関する法律による同法第二十七条第一項
の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法
第三十一条第一項の届出に関する事務であつ
て総務省令で定めるもの
十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三
項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）
の実施に關する事務であつて総務省令で定め
るもの
十八 電気工事士法による同法第四条第二項の
交付又は同条第七項の書換えに關する事務で
あつて総務省令で定めるもの
十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律
による同法第三条第一項若しくは第三項の登
録又は同法第十条第一項の届出に關する事務
であつて総務省令で定めるもの
二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適
正化に関する法律による同法第三十八条の四
第一項の交付又は同条第五項の書換えに關す
る事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 建設業法による建設業の許可に關する
事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 凈化槽法による浄化槽工事業の登録に
関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引
業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に關
する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八 地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 改良住宅の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 公営住宅法による同法第十八条第二項若しくは第五項の免許、同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 建築基準法による同法第七十七条の六十条第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 建築士法による同法第四条第三項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二项若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三

六関係)	別表第六（第三十条の十五、第三十条の四十四の 都道府の執行を受ける事務）	三十二　公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
県の機関	提供を受ける事務	三十三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第十九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九条の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第六项の許可、同条第七项の更新、同法第十四条の一第一項の許可、同条第三项において準用する同法第七条の二第三项の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二项の更新、同条第六项の許可、同条第七项の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三项において準用する同法第九条第三项の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第三项の届出、同法第十五条第一项若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三项において準用する同法第九条第三项の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
県の外の都道府	事務	三十四　福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの